

プロイセン軍制改革と兵士の軍旗宣誓問題——国民 軍隊における兵士の忠誠の対象をめぐって——

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-03-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 丸島, 宏太 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24050

特集 近世・近代ドイツにおける兵士の世界

プロイセン軍制改革と兵士の軍旗宣誓問題

—— 国民軍隊における兵士の忠誠の対象をめぐる ——

丸 島 宏 太

1. 歴史のなかの軍旗宣誓
2. プロイセン軍制改革と「政府と国民の連帯」
3. 軍事条章の改変と新たな兵士像の模索
4. 兵士の軍旗宣誓と国王の位置づけをめぐる議論
5. 国民国家の時代における宣誓のゆくえ

1. 歴史のなかの軍旗宣誓

兵士が軍旗に手を掛けて行方宣誓式の風景は、今日でも新兵入営のイニシエーションとして洋の東西を問わず各地の兵営で垣間見ることができる。もとより宣誓は軍隊だけに見られる儀式ではない。歴史家テオドル・シーダーによれば、それは荘厳な形式によって支配・服従関係を形成する制度であり、人類のさまざまな文化現象に見出すことができる。宣誓は日常を離れたまさに儀式的性格を有することにより、物理的のみならず心理的にも宣誓者を一定の秩序体系に拘束する役割を果たすのである⁽¹⁾。このように考えてみれば、究極的には人の生殺与奪にも関わる厳しい任務であるがゆえに上下関係に基づく指揮・命令系統と厳格な規律がとりわけ重要な軍隊で、兵士の軍旗宣誓が特別な重みを有することは言うまでもない。また、宣誓による盟約に反した者は法的にも道義的にも厳しい審判の前に立たされることになるが、この点でも軍隊における宣誓違反が死刑を含むとりわけ厳しい軍律によって報いられることは、軍隊という組織の特殊性を念頭に置けばおのずと理解できよう。

さてシーダーは、国家・社会における兵士の価値や地位は歴史的に決定づけられるのであるから、それは当然ながら時代に応じて変化するものであり、その変容を理解するには軍旗宣誓のような制度の歴史を辿ればよい、と述べている⁽²⁾。すなわち、軍旗宣誓の様式

⁽¹⁾ Theodor Schieder, *Der Fahneid als politisches Problem in der Geschichte*, in: *Der Fahneid. Die Stellung des Soldaten in Staat und Gesellschaft. Ein Coppenberger Gespräch*, Köln 1970, S. 15-34, hier S. 15f.; Sven Lange, *Der Fahneid. Die Geschichte der Schwurverpflichtung im deutschen Militär*, Bremen 2003, S. 9ff.

⁽²⁾ Schieder, S. 15.

は歴史的産物だということである。そこで本稿の課題を設定しよう。本稿は19世紀初頭のプロイセンにおける軍制改革期に焦点を当て、改革の一環として兵士の軍旗宣誓のあり方がどう議論され、そこに国民軍隊にふさわしい兵士と軍隊・国家の関係がどう反映されていたかを考察する⁽³⁾。この時期に着目するのは、1789年7月のフランス革命勃発にはじまる革命と動乱の四半世紀の間に、程度の差こそあれナポレオン支配の洗礼を受けたドイツ地域が国家再編の嵐に巻き込まれ、国制の変革とパラレルに、それ以前とは本質的に異なる新たな政治・社会基盤に立った軍制再編がはじまったからである⁽⁴⁾。

2. プロイセン軍制改革と「政府と国民の連帯」

プロイセンは1806年10月14日、ナポレオン率いるフランス軍にイェナとアウエルシュテットの二重の戦いで壊滅的敗北を喫した。フランス軍が首都ベルリンに迫り来るや、プロイセン政府は国王もろとも東プロイセンのメーメルに逃れ、ロシアの支援を当てにしてさらに交戦継続の構えを見せていたが、そのプロイセンも1807年7月になってロシアがフランスと和平を結ぶに至り、ついにフランスとの講和を強いられることとなった。同年7月9日に締結されたティルジット講和条約で、プロイセンはポーランドに有する自領やエルベ川以西の全領土をはじめ多くの領土の割譲を余儀なくされた。加えてプロイセンは、表面上は国家としての独立をどうにか保ったものの、課せられた軍税を完済するまではフランス軍の駐屯を受け容れなければならなかった⁽⁵⁾。かくしてプロイセンは領土を戦前の約半分に縮小されただけでなく、巨額の財政負担を強いられ、しかも駐屯を続けるフランス軍をつうじてナポレオンの監視の目に晒されることとなったのである。

こうした国家存亡の危機に直面して国家再建を目標に開始されたのが、国務大臣カール・フォン・シュタインをリーダーとするいわゆるプロイセン改革である。改革は統治・行政機構の刷新を主軸に、社会・経済領域から文化・教育に至るまでのさまざまな分野にわた

⁽³⁾ 本稿はかつて発表した拙稿（本稿注4を見よ）を踏まえながらも（とくに1章2節と2章）、それに徹底的に加筆・修正を加え、とくに中心部分である兵士の軍旗宣誓を扱った部分では新しい研究成果を取り入れながら、歴史的文脈での宣誓の位置づけを明確にし、その評価についても大幅に検討し直した。

⁽⁴⁾ プロイセン軍制改革については、邦語文献ではとりあえず以下の拙稿を参照せよ。「プロイセン軍制改革と国軍形成への道——一般兵役制と民兵制導入の諸前提をめぐって」(1)『法学論叢』（京都大学法学会）121巻第5号、32-55頁、1987年8月；(2)123巻第1号、86-115頁、1988年6月。

⁽⁵⁾ このことが取り決められたのは、1807年7月12日のケーニヒスベルクにおける追加協約においてである。ただし、軍税の額については不透明なままであった。Ernst Rudolf Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789. Bd. 1. Reform und Restauration 1789 bis 1830*, Stuttgart 1957, S. 113; Thomas Nipperdey, *Deutsche Geschichte 1800-1866. Bürgerwelt und starker Staat*, 3. überarbeitete Auflage, München 1985, S. 16.

り、決して統一的グランド・デザインに沿って展開されたわけではなかったが、ナポレオンの影響からの脱却という意味での解放が大目標である点では一致していた⁽⁶⁾。そして、この目標達成のための国力結集を焦眉の課題としたプロイセンにとって、軍制改革はまさに枢要の位置を占めたのである⁽⁷⁾。

本格的な軍制改革事業は、ティルジットの講和が成立してから程なくして軍事の専門委員会が設立されたところから開始された。この委員会は1807年7月25日付の勅令で軍隊再編委員会と命名され、少将に昇進したばかりのゲルハルト・フォン・シャルンホルストがその統括者に任命された⁽⁸⁾。ハノーファー生まれのシャルンホルストはまず出身国の軍隊に仕官し、はやくも1793年にはイギリス・ハノーファー連合軍の一員として対仏戦争に参加した。その後も数度にわたってフランス軍との戦役を直接・間接に経験したシャルンホルストは、革命が生み出した兵士の精神力を認識するようになったのである⁽⁹⁾。シャルンホルストはフランスの成功因を、統治する者と統治される者との間の能動的な連携に見ており、それがプロイセンで実現できるのは、民衆が祖国の内に自ら守るに値するものを見出したときであると考えていたという⁽¹⁰⁾。盟友であり将校研修学校教官時代の教え子でもあったカール・フォン・クラウゼヴィッツ宛の書簡では、この点についての彼の考えが明確に述べられている。

「国民には自主独立の気概を注ぎ込まねばならない。また彼らには〔国民としての〕己自身を熟知し大切に作るチャンスを与えねばならない。こうしてはじめて国民は自らを尊重し、他国民は彼らに敬意を払わざるを得なくなるのである。この実現に向け

⁽⁶⁾ ライン連盟諸国でも徴兵制の導入をはじめとする軍制の改革が推進されたが、そのほとんどが庇護国であるフランスの直接・間接の指導の下に行われ、フランス支配からの自国の解放を目標とするものではなかった。ニッパードイは、この点が軍制に関してのプロイセン改革とライン連盟改革の大きな違いであるとしている。Nipperdey, S. 35. 解放 *Befreiung* と自由 *Freiheit* の違いについては以下を見よ。ラルフ・プレーヴェ、阪口修平・鈴木直志・丸島宏太訳『19世紀ドイツの軍隊・国家・社会』創元社、2010年、21-22頁。

⁽⁷⁾ プロイセンの国内政治における軍隊の重要な役割を認識していたオットー・ヒンツェは、この時期における軍制改革と国制改革の関係をつぎのように述べている。「軍制改革の問題を解決しなければ、政治全般の変革は不可能であった。1807年以降になると、もっぱらシュタインの影響下で遂行された国内のさまざまな改革は、外国支配からの解放という大いなる政治的思慮を焦点に結束した。だが、1806年以前の改革には本来の政治的核心部分、すなわち国家の権力と存在に関わる問題との有機的連関が欠如していたのである。」Otto Hintze, *Preußische Reformbestrebungen vor 1806*, in: ders., *Regierung und Verwaltung. Gesammelte Abhandlungen*. Bd. III, Göttingen 1967, S. 528.

⁽⁸⁾ Rudolf Vaupel (Hg.), *Die Reorganisation des Preussischen Staates unter Stein und Hardenberg. 2. Teil. Das Preussische Heer vom Tilsiter Frieden bis zur Befreiung 1807-1814*. Bd. 1, Osnabrück 1968 (Originalausgabe, 1938), S. 8.

⁽⁹⁾ Günter Wollstein, *Scharnhorst und die Französische Revolution*, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 227, 1978, S. 330ff; Reinhard Höhn, *Scharnhorsts Vermächtnis*, Bonn 1952, S. 56.

⁽¹⁰⁾ ウィリアム・マクニール、高橋均訳『戦争の世界史—技術と軍隊と社会—』刀水書房、2002年、293～294頁。

て努力すること、我々にできることはこれしかない。具体的に言えば、古びた様式を打ち崩し〔国民を〕偏見の束縛から解放すること、そして再生の道筋をつけるとともに、それが自由自在に発展するのを妨げないことである。我々にできることはこの範囲を越えるものではない。』⁽¹¹⁾

しかし、「古びた様式を打ち崩」すとはいっても、爆発的な力を秘めた国民の諸力は、プロイセンでは決して君主体制と国内の秩序・安寧を脅かすような方向へと導いてはならなかった。では、統治者と非統治者はどう結びつけられるのであろうか。この点についてシャルンホルストは、1808年3月15日付の直奏報告でつぎのように述べている。

「現下の状況で重要なのは国民が政府と緊密に一体化されること、すなわち政府が国民と連帯することのように思われる。こうした連帯を築くことによって〔国民の間には〕国制への信頼と愛着が生まれ、国制に独自の価値が付与される。だが、自立を保持するための手段を講じる自由が〔国民に〕ある程度でも認められなければ、こうした〔連帯の〕精神が生じることなどあり得ない。この連帯感を抱かない者は、それに価値を置くことも、そのために自らを犠牲にすることもできないのである。』⁽¹²⁾

この主張の背景には在郷軍の設立をめぐる議論がある。在郷軍とは指揮・命令系統で常備軍から独立した部隊であり、その構成員は平時は市民社会で本来の職務に従事するが、危急時には武器などの装備品を自前で調達して軍務に就くものとされた。すなわちそれは、国防に対する構成員の自発的参与を前提とした民兵組織であり、従来兵役を免除されていた中産市民層を対象としたものだったのである。そもそも中産市民層は絶対王制下において、文化・経済活動をつうじて「非政治的に」国家に貢献するものと位置づけられていた⁽¹³⁾。しかしながら改革のリーダーたちは、プロイセンの自主独立を回復するには自尊・自立の気概を持ったこの階層が、自らもその構成員である「祖国」のために武器を執る模範を示すことを期待した。このことに加え、プロイセン改革が大枠において、何らかのかたちで住民を国家に関与させることを目標にしていたことをも踏まえるならば、「政府が国民と連帯すること」とは、改革された国家にプロイセン住民が「祖国」という認識で一体感をもつことに他ならならず、その要の位置には国王が「祖国」のシンボルに読み替

⁽¹¹⁾ Vaupel, S. 174.

⁽¹²⁾ Vaupel, S. 323.

⁽¹³⁾ 1806年末にフランス軍に包囲されたバルト海沿岸のコールベルクでは、降伏もやむを得ない事態に陥っていたにもかかわらず、都市の防衛に加担しようという市民層の申し出は拒絶されたという。これは、市民層をはじめとする一般住民は戦争に関与させないという絶対主義時代の戦争観のあらわれであった。Reinhard Höhn, *Revolution, Heer, Kriegsbild*, Darmstadt 1944, S. 543f. bes. S. 544.

えられて位置づけられたのである⁽¹⁴⁾。

3. 軍事条章の改変と新たな兵士像の模索

軍事条章（以下、条章と略す）は、兵卒、下士官を対象に軍規違反行為や犯罪行為とそれに対する処罰が記されたものであり、ほぼ今日の軍事刑法典にあたるが、これに加えて冒頭とそれに続く条文、さらには文末に付加された兵士の宣誓様式には、兵士の心構えや服従・忠誠の対象とその根拠なども書かれている。本稿の関心の対象はまさにこの条章の最後に付された宣誓様式であり、そこに国民軍隊にふさわしい兵士のあり方がどうあらわれていたかを考察するところにあるが、ここではまず前提作業として、新条章の基本的内容とそこに改革者が託した新しい兵士像を一瞥しておこう。

新しい条章は1808年8月3日、それと補完関係にある「軍事刑罰にかんする規定」と共に成立の運びとなった⁽¹⁵⁾。まず条章第一条には、一般兵役義務導入を前提とした兵士の地位が述べられている。

「将来すべての国家臣民は、今後さらに詳細に規定される予定の〔兵役〕期間その他の条件のもとで、その出自に関係なく軍務に就く義務を負い、それによって軍隊はほぼ完全に国内人から構成されることとなる。そこで朕は臣民が義務感と忠義心をもつことを確信し、つぎのことを期待する。ひとつは、臣民が祖国の子として、兵士となる際にも課せられた軍務を遂行する際にも、祖国防衛という高邁な任務と義務を片時も忘れず目標として掲げることである。もうひとつは、〔兵役に就いた〕臣民が模範となって、折り目正しく誠実かつ品行方正な態度を、場所を問わず同胞に示そうと努力することである。」

ここでは、祖国防衛が国家住民——ここでは「臣民」と記される——にとってもっとも気高い義務であり、名誉ある任務であることが宣言されている。だから兵士は、もはやかつてのような蔑まれる存在であってはならず、むしろ人々の模範とならねばならないので

⁽¹⁴⁾ 1813年に対フランス解放戦争がはじまると、在郷軍は常備軍にリクルートされなかったすべての身分の地域住民に開かれた国土防衛軍 *Landwehr* として実現を見た。ここにいたって「政府と国民の連帯」は中産市民層という枠を越え、真に国民的意味合いを帯びることとなったわけである。解放戦争の開始とともに国王フリードリヒ＝ヴィルヘルム3世がプロイセン全土に対して「我が国民よ *Mein Volk*」と呼びかけ、国土防衛軍のシンボルとなった合い言葉が「神とともに、国王と祖国のために *Mit Gott für König und Vaterland*」であったことも、この時期に「政府と国民の連帯」が真に国民的意味合いを帯びるにいたったことを象徴している。Höhn, *Revolution*, S. 614f.

⁽¹⁵⁾ 新軍事条章の条文については以下を見よ。Eugen von Frauenholz (Hg.), *Entwicklungsgeschichte des Deutschen Heerwesens. Bd. 5. Das Heerwesen des 19. Jahrhunderts*, München 1941, S. 101-113.

ある。従来の条章が、キリスト教を引き合いに出して信仰面から軍隊における兵士の服従を説いたのに対し⁽¹⁶⁾、新しい条章で、兵士が上官ひいては自分の任務に忠実に従う根拠がこのように祖国への忠誠に置かれたことは、国民軍隊を正当化する基盤としてとくに注目に値する。

つぎに刑罰方式に目を向けよう。これまで兵士の人格を無視した屈辱的な刑罰の象徴であった鞭打ちや列間管刑をはじめとする体罰刑は廃止され、家庭内蟄居から要塞拘禁にいたるまでの5段階に分かれた拘禁刑が中心の刑罰体系が導入された。これは、受刑者に反省を促した上で自発的な改心の機会を与えるという教育刑的刑罰が中心になったことを意味する。こうした刑罰体系は、過酷な刑罰への恐怖によって上官への盲目的服従を強いられ、人格のない単なる戦争ゲームのコマと見なされてきた従来の兵士には無縁のものであり、そこには個人としての人格と名誉を尊重され、しかも軍隊における自己の役割を認識して自発的に任務を遂行する兵士の姿があった。これはとりもなおさず、改革者が国民の模範となることを期待した中産市民層のあり方を反映したものであったのである。

もっとも、軍制改革の中核をなすはずの一般兵役義務については、新条章において近い将来にそれが導入されることが宣言されたものの、その実現までにはまだ紆余曲折を経なければならなかった。また、軍隊の新しい精神が法令上で確立したとはいえ、それで人々の軍隊観がすぐ変わるというものでもなかった。だが、1813年に反ナポレオンの解放戦争が勃発すると同時に一般兵役義務をはじめとする懸案がつぎつぎと実現し、戦争の終結後にはそれらの多くが正式の制度として確立するにいたった背景には、すでにこの時点において改革の基本方針が十分な議論と熟慮の上に定められていたことを見逃すわけにはいかない。こうしたことを考え合わせるならば、条章の改変作業は将来打ち立てられるべき軍制の綱領を定めるという性格を有していたと結論づけられよう。

4. 兵士の軍旗宣誓と国王の位置づけをめぐる議論

すでに考察してきたように、軍制改革では兵士ひいては軍隊と国家・社会の関係のあり方が根本から見直されることとなったが、ではその影響は兵士の宣誓のあり方にどう反映

⁽¹⁶⁾ この時点まで有効であった1797年制定の軍事条章では、その序文で兵士・下士官の服従の根拠をつぎのように述べている。「すべての兵士はキリスト者として品行方正な生活を送り、信仰によって彼らに課せられた義務を大切に果たし、自らの信仰を汚すあらゆる行為を慎まねばならない……。」Eugen von Frauenholz (Hg.), *Entwicklungsgeschichte des Deutschen Heerwesens*. Bd. 4. *Das Heerwesen der Zeit des Absolutismus*, München 1940, S. 341.

されたであろうか。そこで注目したいのは宣誓の対象の位置づけである。1808年5月26日付の直奏報告で、条章の改変作業に携わってきた軍事法務長官ヨーハン・フリードリヒ・フォン・ケーネンは、草案でつぎのような兵士の宣誓様式を提示した。

「私（名前）は全知全能の神に身を捧げて宣誓します。至上の恵みの軍主であられるプロイセン国王フリードリヒ＝ヴィルヘルム3世陛下、私は陛下のために陸水を問わず、戦時平時を問わず、いかなる事態が起ころうとも忠実かつ誠実な態度で軍務を遂行する決意しております。私は眼前で読み上げられた軍事条章をつねに遵守し、課せられた義務を果たす際にはいついかなる時にも、名誉を重んじる勇猛な兵士にふさわしい態度で臨む所存しております。神に誓って。」⁽¹⁷⁾

以上の様式は、じつは当時なお有効であった1797年制定の宣誓文をほぼ踏襲している。つぎに掲げるのが旧来の宣誓文である。

「私（名前）は全知の神に身を捧げて宣言します。至上の恵みの軍主であられるプロイセン国王フリードリヒ＝ヴィルヘルム2世陛下、私は陛下のために陸水を問わず、戦時平時を問わず、いかなる事態が起ころうとも忠実かつ誠実な態度で軍務を遂行する決意しております。陛下の将官は言うに及ばず、すべての将校とわが上官に対しても、私は敬意と恭順の意を示しつつ、命じられたことを謹厳実直に実行いたします。私は眼前で読み上げられた軍事条章をつねに遵守し、課せられた義務を果たす際にはいついかなる時にも、名誉を重んじる勇猛な兵士にふさわしい態度で臨む所存しております。神に誓って。」⁽¹⁸⁾

両者の相違点でまず目につくのは、旧条章では兵士が国王の他に軍隊の上層部に対しても誓いを立てたのに対し、新条章ではこれが完全に欠落している点であろう。これは、改革期以前には、兵士があくまで軍隊という自立組織の一員と認識されていたためだと考えられる。国王が国家の元首ではなく、軍隊最高統帥権者である軍主と位置づけられたところにも、軍隊の特別な地位を見て取ることができる。換言すれば、兵士は自分の属する軍隊組織のすべての上官に対して宣誓していたわけである。だが新条章案では、確かに上官への誓いこそ削除されたものの、国王の位置づけは軍主のままである。改革の趣旨からすれば、兵士は国家すなわち「祖国」の象徴と位置づけられた国王＝国家元首に忠誠を誓うべきところであろう。改革全体のリーダーであったシュタインが問題視したのは、まさにこの点であった。

⁽¹⁷⁾ Vaupel, S. 427.

⁽¹⁸⁾ Lange, S. 416.

確かにすでに述べたように、新条章ではそもそも兵士が忠実に軍務に服する根拠として、「祖国防衛という高邁な任務と義務」が掲げられたのであるから、宣誓の文言は同じでも服従の根拠が新旧条章では根本から異なることを忘れてはならない。しかしながらまさにそのような違いを前提にするからこそ、シュタインはケーネンの草案につきのような異論を差し挟んだのである。

「理念で言えば、軍主 *Kriegsherr* に対応するのは傭兵 *Söldner* である。これに対して、市民 *Bürger* が国家 *Staat* と緊密に関わる結果として軍務が生じるというのであれば、国王の位置づけは国家元首 *Oberhaupt des Staates* であり軍主ではない。そうなれば、兵士は国王を国家元首であると同時に祖国〔そのもの〕と見なして忠誠を誓うであろう。」⁽¹⁹⁾

そもそも軍隊における宣誓で君主を軍主と位置づけるようになったのは、15世紀から16世紀にかけて傭兵の軍隊が台頭しはじめたことと関係がある。それ以前、すなわち中世のヨーロッパでは封臣と主君のあいだには御恩と奉公の双務の関係が基礎にあり、封臣が果たす軍事的義務もまたこうした封建的主従関係の一部と理解されていた。これに対して傭兵は具体的な戦争ごとに徴募され、彼らは軍事企業主である軍司令官ひいてはその上に立つ君主と、当該戦争の期間に限定して金銭的契約関係を結ぶに過ぎず、当然のことながら、彼らが特定の国家ないし国家元首としての君主に結びつくことはなかった⁽²⁰⁾。

17世紀から18世紀にかけて常備軍隊の時代がはじまると、兵士の宣誓はもはや俸給を基礎とする君主との双務契約の誓いではなく、道徳や宗教を根拠にした君主への一方的な服従という意味合いを有するものへと変化した。さらに18世紀になると、プロイセンでは国王フリードリヒ＝ヴィルヘルム1世のもとでカントン制が導入され、戦時・平時を問わず国内住民からも恒常的に一定数の兵士がリクルートされることとなった。しかしながら、当時の兵士宣誓では君主をプロイセン王と呼びかけながら軍主とも呼びかけるという矛盾が生じており、ここに傭兵軍隊の名残がまだ色濃く見られたのである。前述のように、兵士がプロイセン国家を守る気概を持った独立自主の国家構成員と認識されることなどなく、加えて多くの外国人を含む募兵に応じた兵士が中心を占めた当時の軍隊では、新たな兵士像やそれに伴う軍隊と国家の関係など模索する余地はなかったし、その結果として君主を国家の元首と位置づけるような発想もなかったとすべきであろう⁽²¹⁾。

⁽¹⁹⁾ Vaupel, S. 474.

⁽²⁰⁾ Schieder, S.17ff.; Max Lehmann, Zur Geschichte der preußischen Heeresreform von 1808, in: *Historische Zeitschrift*. Bd. 126, 1922, 446f.

⁽²¹⁾ Schieder, S. 18., Lehmann, S. 446f.

しかしながら、軍制改革を支える新しい理念である「政府と国民の連帯」を実現するためには、兵士の中に国家への帰属意識が生まれなければならない。そこでシュタインは兵士の宣誓様式においても、国王の位置づけを軍統帥権者から国家の最高主権者へと置き換えることにより、兵士と祖国の結びつきを明確にしようとしたのである。宣誓文案に対するつぎの修正意見には彼の意図が具体的にあらわれている。

「宣誓文からは“軍主”を削除し，“国王と祖国”といった表現に置き換えてはどうか。」⁽²²⁾

シュタインの意見に軍隊再編委員会のメンバーであったナイトハルト・フォン・グナイゼナウもまた賛意を示していたが⁽²³⁾、最終的な条章の宣誓文では、君主の位置づけは伝統的な領域支配者を意味する「領邦君主 Landesherr」というかたちに落ち着き、「祖国」という文言も取り入れられなかったため、宣誓文そのものでは祖国に誓いを立てる形式にはならなかった。

5. 国民国家の時代における宣誓のゆくえ

繰り返しになるが、確かに宣誓の対象でもある条章の第1条には「祖国 Vaterland」の文言があり、間接的には兵士が宣誓で祖国に忠誠を誓うことになっていたと言うことはできよう。だが、宣誓文中にシュタインの意図が完全には反映されなかったこともまた確かである。これはどう説明されるべきであろうか。

この点についてシーダーは、改革期にはドイツ国民国家の設立は言うに及ばず、プロイセン、オーストリア両大国での立憲国家体制樹立もままならなかったことを挙げ、ここに改革の限界があったことを示唆している⁽²⁴⁾。スヴェン・ランゲもこの点に着目し、宣誓をつうじて兵士を祖国と憲法に結びつけることができなかつたのであるから、軍隊は結局は国王の軍隊のままであったと批判的に結論づけている⁽²⁵⁾。

しかしながらこれらの見解には、兵士の軍旗宣誓に憲法への忠誠を盛り込めず軍隊へのシビリアン・コントロールが行き届かなかつた帝政期ドイツの軍制の欠陥が前提となり、その地点から過去を見た「後知恵」が見え隠れする。具体的にはつぎの2つの問題点を指摘したい。

⁽²²⁾ Vaupel, S. 474.

⁽²³⁾ Vaupel, S. 474.

⁽²⁴⁾ Schieder, S. 22.

⁽²⁵⁾ Lange, S. 48.

まず、マクス・レーマンが指摘するように、シュタインが「ものごとを従来の状態から新しい状態に移行するのに性急であってはならない」との見解をもっていたことに着目する必要がある⁽²⁶⁾。加えて1808年の時点では、まだプロイセンひいてはドイツの運命がどう展開するかも覚束なかったのであり、見方を変えれば将来にはまださまざまな可能性が開かれていたのである⁽²⁷⁾。国民の政治参加の権利と国防の義務が表裏一体の関係として制度化され、その前提に立って国家における軍隊の位置づけがなされ、さらにそれに見合ったかたちで兵士の軍旗宣誓様式が定められる、というような理想的道筋で改革を遂行することは、フランスの強い影響下にあった当時のプロイセンではほぼ不可能だったであろう。手順を問わずまずはできるところから改革に手をつけていこうというのが、当時の改革者にとって最も現実的で無理のない道筋であったに違いない。そう考えれば、この時点でシュタインが新条章の文言にごり押ししてまで自分の見解を反映させようとしなかったとしても、何ら驚くべきことではない。

もうひとつの問題点は、ランゲの主張では国王の軍隊であることと国民軍隊であることの関係について、あまり慎重な考察がなされていないことである。歴史家ディーター・ランゲヴィーシュは19世紀の欧州で君主制が果たした役割を考察した論考で、フランス革命は君主支配の正当性を破壊するかに見えたが、支配の正当性をめぐる19世紀の政治闘争では君主制はその決定的役割こそ失ったものの、立憲化と国民化という2つのモメントに対して巧みに自己の立場を保持したことを強調している。しかも、この2つのモメントは最初はむしろ君主制の存在基盤を掘り崩す脅威であったにもかかわらず、君主制のほうに適応力を発揮して、世紀末の民主主義を基調とした草の根政治化の過程で、政治的にも文化的にも19世紀の国民国家統合要因として作用したというのである⁽²⁸⁾。伝統的な君主制と革命の産物である国民の共棲、これこそが19世紀の国民国家発展に寄与したというのが、ランゲウィーシュの主張の核心である。

以上の視点を踏まえれば、前近代の君主の所有物としての軍隊と国民の兵役義務に立脚する軍隊とは、君主を国民の統合シンボルと読み替えることにより矛盾なく接続するし、そもそもこうした軍隊のあり方は、王権の強さやその国制上の位置づけなどに程度の差はあるにせよ、19世紀の西欧諸国にほぼ共通していたのである。その上、フランスとは異なり、改革期のプロイセンでは王権そのものが正当性の危機に瀕していたわけではないこ

⁽²⁶⁾ Lehmann, S. 448.

⁽²⁷⁾ 国王フリードリヒ＝ヴィルヘルム3世がこの時期（1810年）に憲法制定の約束をしながら結局は反古にしたのは、解放戦争の硝煙が完全に消え去った後のことである。Huber, S. 295-313.

⁽²⁸⁾ Dieter Langewiesche, *Die Monarchie im Jahrhundert der bürgerlichen Nation*, in: ders., *Reich, Nation, Föderation. Deutschland und Europa*, München 2008, S. 111f.

とも考え合わせるならば、王権と国民を結びつけることは改革者にとって国民軍隊を正当化するうえで最も妥当な前提であったといえよう。従って、軍隊が相変わらず君主の所有物であったとするランゲの主張には頷首しがたいところがある。

すでに述べたように、1808年前後の改革初期段階では、軍制改革はいうに及ばず国制改革全体についてもまださまざまな可能性が開かれており、当時の可能性と視野を踏まえた議論がもっと展開されてしかるべきであろう。また君主制についても、その権力の強さがプロイセン＝ドイツ軍隊の真の国民化の阻害要因になったというようなネガティブな評価を安直に下すのではなく、この大改革を乗り切る上で君主制が安定要因としてきわめて重要な役割を果たしたという点に着目するほうが、変革期に特有の古いものと新しいものの重層的共存関係をより実態に即してとらえることになる。こうした視角から考察することで、この時期の兵士の軍旗宣誓とその改変をめぐる問題についても、それが成功したか失敗したかを論じる単純な議論とは一線を画した、当時の複雑な実態を踏まえた考察ができるのではなかろうか。

追記

本論の執筆に当たっては、畏友鈴木直志氏（中央大学）との討論や意見交換から多くのヒントを得た。鈴木氏は現在、兵士の軍旗宣誓に関する論文を執筆中であり、そのアイデアも大いに参考にした。また、ランゲヴィーシェ論文を紹介してくれたのも鈴木氏である。ここにあらためてお礼申し上げたい。

本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究（B）（課題番号 26284089）、および基盤研究（C）（課題番号 16K03139）による成果の一部である。